

2020 年 12 月号トピックス

歳入局による、外国人納税者のビザ更新手続きの便宜を図るための、入国管理局との納税データの共有が可能な新システムの導入

歳入局は、タイにおいて就労する外国人納税者のデータを、入国管理局と共有するシステムサービスを導入した。システムの利用は、歳入局は納税者が電子システムで承諾する旨を通知するのみで、その承諾したデータ(そのデータとは、PND.1、PND.90、P.N.D.91 及び PP.30)を、タイで就労する外国人のビザ更新に使用するために入国管理局に対して提出する。本サービス利用者は、インターネット経由による納税者であることを条件としている。本サービスは、歳入局ウェブサイト(www.rd.go.th)上の電子サービスにアクセスし、歳入局と入国管理局間でのデータ共有システムを選択する。納税者が希望の情報を選択し、情報開示承諾(Consent Form)を完了した際、同システムは納税者による承諾日から 15 日以内に、入国管理局に対する提出のために PDF 形式又は画像の形式によって Consent ID を作成する。本サービスは、外国人納税者が税務局まで来館して申告書の申請をすることなく、電子システムを介して申請することを可能とすることによって便宜を図るものであり、2020 年 11 月 18 日からサービスが開始される。

仏歴.....年社会保険料率を定める省令案

内閣は、労働省による提案の通り、仏歴.....年社会保険料率を定める省令案を承認することを閣議決定その後、同法案は検討のために国家立法評議会へ提出される。

仏歴.....年社会保険料率に関する省令案の要点は、以下の通りである。

- 1) 仏歴 2546(2003)年失業保険金支給のための社会保険料率を定める省令並びに仏歴 2556(2013)年社会保険料率を定める省令を廃止する。
- 2) 仏歴 2564(2021)年 1 月 1 日から仏歴 2021(2564)年 3 月 31 日までの期間中、政府、雇用者及び第 33 条に規定する被保険者は、負傷又は疾病、障害、死亡並びに出産による給付を支給するための社会保険料を、それぞれ、非保管者の賃金の 1.05%の率により拠出するものとする。子供扶養及び高齢手当の支給を受けるための保険料は、雇用者及び被保険者がそれぞれ被保険者の賃金の 1.85%、並びに政府の拠出率は、被雇用者の賃金の 1.45%とする。失業保険料の支給を受けるための保険料は、雇用者及び被保険者は、被雇用者の賃金の 0.1%、並びに政府は被保険者の賃金の 0.25%を拠出するものとする。

期間	従業員	雇用者
2020 年 9 月 1 日～11 月 30 日	2%	2%
2020 年 12 月 1 日～31 日	5%	5%
2021 年 1 月 1 日～3 月 31 日	3%	3%
2021 年 4 月 1 日以降	5%	5%

- 3) 仏歴 2564(2021)年 4 月 1 日以降は、政府、雇用者及び第 33 条に基づく被保険者は、負傷又は疾病、障害、死亡並びに出産による給付を支給するために、それぞれ、被雇用者の賃金の 1.5%の率により拠出するものとする。子供扶養手当及び高齢手当の支給を受けるための保険料は、雇用者及び被雇用者は、被保険者の賃金の 3%、並びに政府の拠出率は被保険者の賃金の 1%とする。失業保険料の支給を受けるための保険料は、雇用者及び被保険者は、被保険者の賃金の 0.5%、並びに政府は被保険者の賃金の 0.25%を拠出するものとする。

一部の外国人に対する滞在許可延長措置に関する内務省通達

内務省通達(主題：一部の外国人に対する滞在許可延長措置)が、仏歴 2563(2020)年 12 月 25 日付で官報より発表された。

現在、外国のタイ大使館/総領事館からビザを取得しなければならない在留資格によって入国する外国人及び 30 日間の滞在が認められる査証免除措置によって入国する外国人の両者は、入国後、14 日間の隔離が条件とされている中で、ビザ免除措置によって入国する場合には 30 日間では入国の目的を十分に果たせない可能性があることから、仏歴 2563(2020)年 12 月 22 日から仏歴 2564(2021)年 9 月 30 日までの期間において、上記査証免除措置によって入国する外国人の滞在期間を、さらに 15 日追加し、合計 45 日まで延長すべきであると判断した。

仏歴.....年感染症に関する法律に基づく感染症の蔓延によって発生した不可抗力により失業した場合の失業給付に関する省令案

内閣は、労働省による提案の通り、仏歴.....年感染症に関する法律に基づく感染症の蔓延によって発生した不可抗力により失業した場合の失業給付に関する省令案を、承認することを閣議決定した。

同省令案の要点は、以下の通りである。

- 1.「不可抗力」とは、公衆に影響をもたらす感染症に関する法律に基づく危険感染症の蔓延による災害で、祖被保険者が就労することが不可又は雇用者が通常に事業を運営することが不可能に至場合を意味する。
- 2.被保険者は、本省令に定める給付を受ける権利が生ずる不可抗力による失業の場合において、失業給付金を取得する権利を有する。
- 3.不可抗力事象が発生し、政府が危険感染症を防止するためにある区域を閉鎖したことによって失業給付を受け取る権利を有する被保険者が就労することができず、当該就労不可能期間中に賃金を受け取ることができない場合、当該被保険者は、政府による区域の閉鎖期間中に渡り、日当の 50%の額による失業給付を受取る権利を有するものとする。但し、支給期間は、1 年間の閉鎖命令期間の回数をすべて合計して 90 日を超えないものとする。
- 4.仏歴 2563(2020)年 12 月 19 日より適用